

大崎地方合併協議会

第4回地域自治組織（大崎市流）検討小委員会

期日：平成17年3月19日（土）

場所：古川合同庁舎1階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

（1）小委員会設置要綱の改正について

（2）住民自治活動組織の検討について（検討手法とスケジュール等）

（3）次回開催日程について

日 時 平成17年 月 日（ ） 午前・午後 時

場 所

（4）その他

4. その他

5. 閉会あいさつ

6. 閉 会

地域自治組織（大崎市流）検討小委員会設置要綱の改正について（案）

1．設置

合併後の新市において設置する地域自治組織について検討するため，大崎地方合併協議会規約第11条及び大崎地方合併協議会小委員会規程（以下「規程」という。）に基づき，地域自治組織（大崎市流）検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

2．組織

- （1）小委員会の委員は，規程第3条により，大崎地方合併協議会（以下「協議会」という。）の委員及び関係市町職員から会長が指名する。
- （2）小委員会の委員は，37名とし，別紙名簿のとおりとする。

3．検討内容

小委員会での検討内容は，以下に掲げる事項とする。

- （1）新市の地域自治組織に関すること。
- （2）その他、地域自治組織の検討について必要な事項に関すること。

4．検討期間

平成16年5月15日から平成16年12月27日までの間，月1回程度の開催とする。



平成18年3月30日までの間に変更

5．報告

委員長は，規程第8条に基づき，協議の結果を報告書にまとめ，直近の協議会に報告する。

附 則

この要綱は，平成16年5月15日から施行する。

この要綱は，平成17年3月19日から施行する。

住民自治活動組織の検討について（案）

1. 検討組織

< 既存の組織 >

(1) 地域自治組織(大崎市流)検討小委員会 大崎地方合併協議会

< 新規で立ち上げたい組織 >

(2) 各市町での検討組織（仮称： 地区住民自治活動検討会議）

目 的	これまでの行政・民間の取組み及び地域性に応じた合併後の地域のあり方について、中間報告書を基に各市町の実情に応じて検討するもの。
組 織	各市町において組織する（事務局は各市町の主管課）
設置期間	平成17年5月～7月頃まで
開催回数	各市町の状況により開催

(3) 地域自治組織職員検討会議

目 的	各市町での検討内容及び中間報告書を踏まえ、新市における住民自治活動組織のあり方に関する具体的な検討・調整を行い小委員会への提案を行うこと等。（各市町で住民自治活動組織を検討してもらうことを前提としている。）
組 織	各市町の担当職員3名以内を想定。（事務局は大崎地方合併協会事務局）（企画担当，地域振興担当，社会教育担当など各市町の実情による）
設置期間	平成17年4月～10月頃まで
開催回数	5回程度（小委員会の検討内容により異なる）
そ の 他	平成17年11月以降は住民自治活動組織設置に向けた準備作業等を行うことも考えられる。

2. 今後の検討内容及び手順

(1) 検討内容

中間報告を基礎とした具体的内容の検討 最終報告書

(2) 検討手順

ア．研修会の実施

基調講演

パネルディスカッション等の開催（1市6町のNPO団体，地区館，町民学校等，実際に活動している団体・組織の代表者）

内容：現状と課題，支援のあり方，中間報告に対する感想・意見等

イ．各市町における住民自治活動組織の検討

ウ．地域自治組織職員検討会議での検討・調整

（各市町での住民自治活動の検討内容を踏まえ，新市全体での組織体制の検討・調整）

↓ 内容に応じ幹事会等へ報告・協議

地域自治組織(大崎市流)検討小委員会（検討・協議）



大崎地方合併協議会（報告・協議）

3. 検討スケジュール

項 目	H16 年度		H17 年度												
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
小委員会の開催			→												
(仮) 地区住民自治活動検討会議			→					(各市町における協議・検討)							
地域自治組織職員検討会議			→										準備作業等		
研修会(講演会)の開催			→	(基調講演)											
パネルディスカッションの開催			→		(各種団体の現状と課題，支援のあり方，住民自治活動組織に望む事等の意見交換)										
協議会への報告・協議			→												
住民への周知(説明会・広報等)												→			

4. 小委員会におけるアドバイザーの導入について

小委員会の運営及び検討内容等について，適切な助言・指導を受けるため，豊富な知識と経験を有するアドバイザー（大学教授等）を依頼する。

< 参考 > これまでの検討経過

- (1) 地域自治組織の設置について合併時まで検討（協定項目 10 から抜粋）
- (2) 地域自治組織(大崎市流)検討小委員会の設置（平成 16 年 5 月 15 日）
- (3) 地域自治組織(大崎市流)のあり方に関する中間報告（平成 16 年 6 月）